

Title	国家独占資本主義形成期における社会政策と労働力政策： 「労働者災害扶助法案」および「退職手当金積立法案」をめぐって
Sub Title	Social policies and labour force policies in the period of state monopoly capitalism, centering around the legal measures on workers' damage aid and retirement allowance reserve savings
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.7 (1969. 7) ,p.663(1)- 683(21)
JaLC DOI	10.14991/001.19690701-0001
Abstract	
Notes	平井新教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国家独占資本主義形成期における社会 政策と労働力政策 — 「労働者災害扶助法案」

および「退職手当金積立法案」をめぐって—

飯 田 鼎

- 1) 国家独占資本主義段階と社会政策
- 2) 「労働者災害扶助法案」をめぐって
- 3) 「退職手当金積立法案」について

I

一般に、独占資本主義は「資本主義の最終段階」としての帝国主義に一致するといわれているが、そのような独占資本主義段階のなかで、いわゆる国家独占資本主義は、どのように位置づけられるのであろうか。すでにレーニンは、「前世紀の60—70年代には、自由競争の先進的で進歩的であった世界資本主義は、20世紀のはじめに独占資本主義すなわち帝国主義に成長転化したが、戦争中に、金融資本の集積をいっそうおしすすめる方向へだけでなく、国家資本主義に転化する方向へ、一大前進をとげた」とのべている⁽¹⁾。またヴァルガによれば、「国家独占資本主義は、第1次世界大戦が終ったのちに弱まり、恐慌が終結したのちに再び退潮し、第2次大戦中にまたもや急激に強化し、戦争の終結後ある程度弱まり、そして現在は、質的に新しい高揚をおこないつつある。すなわち、超国家的な国家独占団体が設立されたこと、これがその新しい点である」といわれる⁽²⁾。しかし歴史的には、第1次大戦にはじまるとしても、その独占の発展段階に、国家と独占資本との関係は、まったく一様なものとは考えることはできない。

一般に独占資本主義という場合における国家と独占資本との関係についてはさまざまな解釈がある。その学説には大別して二つの潮流がある。第1は、国家独占資本主義の本質は、独占体への国家の従属にあり、第2には、独占化への国家の従属的性格よりも、国家独占資本主義とは「生産関係の新たな事態」であるとする流れである⁽³⁾。前者は、モーリス・ドップに見出されるところであり、後者は戦後の西ドイツにおけるドイツ資本主義について新たな問題提起をして注目をあびた東

注(1) 「レーニン全集」第23巻(大月版)296頁。「世界政治の転換」をみよ。

(2) エヴゲニー・ヴァルガ、村田陽一・堀江正規訳「資本主義経済学の諸問題」1966年(岩波書店)65頁。

(3) 清水嘉治「帝国主義論序説」1965年(有斐閣)183頁。

ドイツのツィーシャンク(Zieschank)によって代表される。⁽⁴⁾すなわちドップは、マルクス主義の国家論における古典的規定、階級支配の道具としての国家という観点を再確認しつつ、国家独占資本主義の出現は、独占資本主義の本質に基本的な変化を及ぼすというような事態ではないとして、その本質を国家の独占体への従属のなかに認めている。これに対して、ツィーシャンクはこの本質に依存しながらも、それと同時に、その生産関係との統一的把握にこれを求めている点が特徴的である。ツィーシャンクの理論にたいして、わが国では一般に高い評価が与えられているが、その「生産関係論」は、上部構造としての国家および政策と、生産関係としての国家および政策としての国家独占資本主義とを区別すべきことを強調しつつ、これらの関心があいまいであるという批判⁽⁵⁾がある。

これらの二つの流れにたいして、基本的には第1の流れ、すなわちドップの観点到立ちつつ、さらに独自の見解をつけ加えたものとして、ヴァルガの国家独占資本主義論をあげなければならない。彼は、「国家独占資本主義は、独占体を富ませ、労働運動と民族解放運動とを弾圧し、資本主義制度を救済し、侵略戦争を開始する目的で、独占体の力と国家の力を単一の機構に結合している」という規定の上に立ちつつ、独占資本と国家とはそれぞれ自立的な力なのだが、独占資本主義の時代に、両者は一定の目的達成のために1つに結合するのであって、たんに国家が一面的に独占資本に従属させられるのではないとのべているのは重要である。すなわち問題の核心は、一方的に「従属」させられる点にあるのではなく、2つの力が結合されることであり、しかもこの結合にもかかわらず、それらの力がそれぞれの自立性のある程度保っていることであり、その上で二つの目的、すなわち、資本主義的社会制度を維持することと、国家の助けをかりて、独占資本に有利なように国民所得を再分配することであるというのである。しかし、この二つの主要な目的の間には、根本的な矛盾が胚胎していることを、つぎのように主張しているのは一層重要であると思う。「第1の主要目的は——資本主義的社会制度の維持——のためのたたかいは、独占体はその所得の全部または一部を労働の搾取によって得ている資本主義社会の諸階層、すなわち、非独占のブルジョアジー、地主、富農、小ブルジョアジーおよび高給をもらっている上層職員や官吏、買収された労働官僚や労働貴族、ひとことでは、社会の社会主義的改造を望まない分子の支持をうける。第2の基本目的——国家の助けをかりて独占資本に有利なように国民所得を再分配すること——を重視する面では、独占体は、第1の目的の達成にさいしては独占ブルジョアジーを支持するような資本主義社会の諸層にまで損害を与えて、彼らの独占体の敵とならせ、勤労者と独占体の圧迫をうけるブルジョア諸層とのあいだに、独占資本の支配に反対する広範な戦線が成立する可能性をひらく。⁽⁶⁾」その意味では、

注(4) この二つの流れについての紹介は、宇高基輔稿「レーニン『帝国主義論』の現代的意義」、現代帝国主義講座第1巻(1963年、日本評論社)所収がくわしい。

(5) ツィーシャンクの理論については、「国家独占資本主義の若干の理論的諸問題によせて」(長洲一二篇『現代資本主義とマルクス主義』所収、1956年、大月書店。)

まさしく国家独占資本主義は、弁証法的な矛盾をはらんでおり、一方においてそれは「資本主義体制を一時的に安定させ、国家の助けによってプロレタリアートの搾取を強化する手段である」として、「ニュー・ディール政策」の意義を強調しているのは印象的である。

しかし以上のような国家独占資本主義論を概観していえることは、国家独占資本主義を独占資本主義成立史の上での位置づけに必ずしも成功していないことに注目する必要がある。何故ならば、ドップのいうところの「国家の独占資本への従属」にしても、またツィーシャンクの「生産関係論」にしても、さらにヴァルガの「国家と独占資本との弁証法的な関係」にしても、独占段階の発展過程において、この国家と独占資本との関係を決定的に不可分とした契機は何であったかが曖昧にされている点が問題であると思う。レーニンが、1920年代の時点において、国家独占資本主義への移行を指摘しているとしても、たとえば彼が、1929年恐慌とこれにつづいておこるニュー・ディール政策、イタリアにおけるファシズムあるいはドイツにおけるナチズムの運動をどの程度予見していたかは明らかではない。大恐慌を境として、国家独占資本主義は全く新たな段階に入ったということについては、それ以後の世界資本主義国の政策形成におけるいちじるしい変化をみれば明らかであるが、⁽⁷⁾とりわけわれわれは、独占資本の労働力政策において、国家権力の徹底的な利用による労働力の確保、そして戦争経済へのための準備の狂奔というファシズム体制への途が、1929年恐慌とこれにつづく準戦時体制への強化のなかでふみ固められたところの労働力政策、たとえばナチス・ドイツの「労働戦線」のような労働力の確保政策や、賃金政策としてのニュー・ディール政策をみれば、その相違はともかくとして、独占資本は国家権力を十全に利用することなしにはその再生産構造を維持することができなかったことを理解することができる。この意味で国家と独占資本との関係のなかに、独占資本の労働力制度と賃金政策のもつ意味の重要性が没却された場合には、その国家独占資本主義論は、きわめて抽象的な概念のせんさくにとどまるか、それとも公式主義におちいるほかはないであろう。国家と独占資本との関係は、まさしく国家機関を媒体とする独占資本のための労働力政策と賃金政策を無視しては語り得なくなった1929年恐慌以後こそ、国家独占資本主義の体制化の時期であるといえる。

この場合、「国家独占資本主義の体制化」というのは、独占資本主義段階とは本質的に異なるところの段階の開始を意味するものではない。それは、今世紀初頭にきわめて萌芽的な形で出現し、第1次世界大戦を経て強化され、1929年恐慌をへて深化し、第2次世界大戦の過程において完全に体制化したところのものであった。そして1929年恐慌こそ、そのための決定的モメントとなった

注(6) ヴァルガ、前掲書62-63頁。

(7) 独占資本主義時代を通じての政府支出の増大が、1929年恐慌以後急激にたかまり、その政策形成にいちじるしい変化を及ぼした点については、バラン・スウィージー、小原敬士訳「独占資本——アメリカの経済・社会秩序にかんする試論」(1967年、岩波書店)178頁以下を参照。

のである。従来、国家独占資本主義論においては、資本の集中・集積を槓杆とする独占資本の成立と国家権力との間の関係が、たんに支配・従属という単線的な理解にとどまり、独占金融資本の形成とその国家権力との多面的な諸関係、すなわち労働力の量的蓄積・質的な面での一層の発展の不可避性、労働運動と社会主義運動との密接な関係を媒介とする労働者階級全体の勢力の充実・拡大そしてより一層の強化、そしてこれに対して独占資本の強力な支持のもとにファシズム的権力の樹立ないし大規模な社会改革体系の遂行という社会構造的な諸関係については、国家独占資本主義段階の問題としてとりあつかわれることが少なかった。だがそのような態度は、国家独占資本主義論を公式的な不毛な無味乾燥な、従って、きまりきった結論しか導き出せないところのディレッタント的な論議に終始せしめるばかりではない。いまもし、大恐慌の結果、勤労大衆の極度の窮乏化が、支配階級にたいし、これに対する大規模な政策体系の樹立を迫るとともに、他方では次第にたかまる体制変革的な動きを封じようとして国家主義的運動が生まれ、これに影響されて労働運動の右翼化がはじまるところの1929年恐慌の時期を、「国家独占資本主義の体制化」として特徴づけることが正しいとするならば、それはまず何よりも、国家と独占資本との間の、それぞれの相対的独自性を保持しつつも、この両者の弁証法的な関係、すなわち、最大限利潤の獲得のための独占資本による国家権力の掌握、その十全な利用としてあらわれるのみならず、その対抗的要因としての労働者階級の鞏固な組織的運動、これに対応するところの精細な社会政策が、労働力政策と賃金政策の両側面をもって現象せざるをえないのである。すなわち筆者は、国家独占資本主義とは、国家権力と独占金融資本との錯綜した諸関係のみならず、総体としての独占資本と組織的な労働運動との間に敵対的矛盾が体制危機的なものとして明確に意識され、支配階級によって、政策体系の樹立の緊急性が具体的に認識されることであり、資本主義の歴史上はじめて、独占資本が国家権力を槓杆として、もっとも赤裸々な形で、労働力の直接的把握をめざす決定的な行動に出たところのものであって、強い類例を求めるならば歴史上マルクスのいわゆる「資本の本源的蓄積」の時代に匹敵するものというべきであり、そうした意味でも1929年恐慌は、「国家独占資本主義の体制化」と呼ぶに値しよう。

こうした論拠を支えるものとして、1929年恐慌以後とそれ以前との決定的な相違点をなすところの経済政策の展開があらわれる。具体的には、管理通貨制度の確立を中心とするインフレーション政策の推進、軍事費の膨張をはじめとするさまざまな社会的諸経費の増大による恐慌対策の強化となってあらわれ、独占資本主義段階における景気循環と恐慌局面との関係を特異なものたらしめるのであるが、政策面では、労働力の確保を目的とする労働力政策と賃金政策こそが、国家独占資本主義段階における社会政策を成すものであり、その意味で、ナチス・ドイツの政策とアメリカのニュー・ディール政策とは、まことに典型的なものであったといわなければならない。

しかしながら、ドイツおよびアメリカ合衆国における国家独占資本主義確立期における社会政策には、それぞれ特殊的に賃金政策と労働力政策との独自の組み合わせがみられるのに反し、わが国

のこの時期におけるそれは、伝統的な低賃金政策にわざわざされてみるべき賃金政策を生み出すことができず、また労働力政策としてもきわめて不徹底なものに終らざるをえなかった。こうしたわが国の社会政策の特異性については行論のなかで明らかにされるであろう。これを要するに、国家独占資本主義の研究は、たんに国家権力と資本の集中および集積の過程との関連のみを指すのではなく、この基本的な原則の上に立って、独占資本と賃労働との関係、国家の賃労働政策の多面的な側面の考察を含むのであり、その意味で、国家権力と独占資本との関係を、癒着ないし単純なる支配・従属の関係に帰してしまおうとすれば大きな問題を残すこととなる。その意味では、1929年恐慌以後のわが国の社会政策は、きわめて興味ある題材を提示する。

II

第1次世界大戦の終結とそれにつづく戦後恐慌の勃発、その過程を通じての独占資本の確立によって、相対的安定期を迎えたかに思われた日本資本主義は、関東大震災を契機とする社会経済的・政治的混乱状態によって異常な衝撃をうけ、これにつづく世界大恐慌の勃発とその脆弱な資本主義的基盤をゆるがすところの深刻な不況は、その矛盾を未曾有の規模において激発せしめたのであった。1929年、世界恐慌の影響がやがて波及するであろうという状態のもとで、経済政策の破綻から退陣した田中政友党内閣に代わって、民政党内閣が登場するや、首相浜口雄幸は、みずから金解禁問題を解決すべく、緊縮政策をとまえ、財政規模の縮小、国債・公債の増加抑制、国民にたいする耐乏政策の奨励を宣伝したが、解禁方針の具体化にともなう産業界の操業短縮、大企業の新設増資の減少、一般商品および諸株式の低落によって、日本資本主義は、極度の不況に転落していったのである。このような状況のもとで、都市工業労働者と給料生活者は深刻な失業に見舞われ、農村における小作争議が深刻化するに至った。浜口内閣の政策は、田中内閣の方針すなわち、独占金融資本の擁護を目的とする治安維持法の改悪と軍事的弾圧政策をうけつぐものであり、いわゆる国家独占資本主義政策の一層の推進をはかるものであった。このような段階における社会政策として、われわれは労働者災害扶助法、および退職積立金及び退職手当法の成立の過程について考察し、その意義を探ることは、是非とも必要であると考えらる。

労働者の労働災害からの保護については、すでに工場法および鉱業法による保護規定がみられたのであるが、屋外で働く日雇労働者は除外されていた。ところが、日本資本主義の量的・質的發展の結果、土木建築業をはじめとするいわゆる建設業の飛躍的な発展のなかで、労働災害が激増し、社会問題となってその解決を迫られるに至った。第59議会で成立をみたこの労働者災害扶助法および労働者災害扶助責任法は、屋外の日雇労働者にも工場法程度の保護を加えようとするものであり、その限りにおいて、雇主の負担を増し、その責任の所在を明らかにするところのものであった。

そしてそれは最初、1927年、内務省社会局から、労働者扶助法案要綱⁽⁸⁾として発表されたところのものであり、大恐慌期以前にすでに問題となったところのものであった(その主要対象は、①常時10人以上の労働者を使用する砂鉱業、石切業その他の土石の採掘又は採取の事業、②土木工事又は工作物の建設、保存、修理、変更若しくは破壊の工事、③土木建築、④鉄道・軌道、⑤国、府県及び市町村の直営工事、⑥鉄道・軌道であった)。

これにたいして、日本工業倶楽部は、(1)扶助責任が適当に第1次事業請負者に負わされていること、(2)適用範囲が限定的であること、(3)土建運送業の実態からいって、扶助責任が使用者に過重であることなどの理由により、反対の意見を具申したのである。要綱は法文化されて1928年1月田中内閣のもとに、社会政策立法として第54議会に提案されたのであるが、これにたいして日本土木建築請負業者連合会は猛烈な反対運動を展開したのであった。では、このような関係業者の猛反対にもかかわらず、政府が敢えてこの法案の成立をはからざるをえなかったのは一体どのような理由によるものであろうか。

いうまでもなくそれは、大恐慌以後の深刻な不況状態のなかで激増する失業者、半失業群の潜在的ないし顕在的失業人口の圧力により、長時間労働および賃金の切り下げによる労働=生活条件の悪化によって青少年工や臨時工、中小下請企業における無制限の能率増進政策からして、急速にたかまっていく労働災害や職業病あるいは結核のまんえんなどにたいして、当局者は無関心でありえなくなったことによっている。社会局の武田晴爾は、1927年から1931年までの工場災害の犠牲者となった死亡者重傷者の統計的調査結果について、工場災害がどの程度に発生しつつあったかと、つぎのようにのべている。

「全国工場法適用工場の従業員はおよそ1,700,000人であるが、このうちより、1年間に災害のために3日以上休業を要した被害者総数は45,000人、そのうち、9,500人は休業2週間以上にかわり、2,000人は不具廃疾者となり、300人は死亡した。現代産業が此れ程大なる犠牲を払いつつあるに拘らず、多くの災害が、従業員の過失、不注意に因るものとされ、工場当局者に災害対策考究の熱意に欠くる処あり。社会一般に注意の喚起されていないのは甚だ遺憾である。」⁽⁹⁾

工場法適用工場においては、労働災害の実態把握は十分ではないにしてもかなり正確なものとなりえたのであるが、工場法の適用されない零細工場はもちろん、そうした労働保護規定を欠いている産業部門、たとえば土木建築業、鉄道・軌道の運輸関係の労働者が、合理化の進展のなかで、たえざる労働災害の危険のもとにおかれたことは当然で、とくに土木建築業労働者の如きは、同じ屋外労働者といわれるにしても、建設会社によって直接に雇用されるのではなく、請負親方の雇用のもとにおけるいわゆる間接雇用であり、建設資本は、労働者の災害の責任をこの請負親方の責任に

注(8) これについては、「日本労働運動史料」第7巻、256--7頁参照。

(9) 「労働科学研究」第10巻第2号(昭和8年3月)、「日本労働運動史料」第7巻、219頁参照。

帰し、そのために、労働者は何らの保障もなく苛酷な労働条件のもとに無保護のままに放置される状態なのであった。大不況深刻化の緩和策として、国、府県および市町村の事業として大規模にとりあげられた土木建設事業および、鉄道、バス路線の増設にかんがみて、政府は、従来の工場法の保護規定とほぼ同様なものをこれらの事業に適用しようとする意図をもって、労働者災害扶助法案を1928年、第54議会に提案したのであるが、日本土木建築請負業者連合会によって、はげしい反対をうけたのである。しかしながら、われわれはこの反対をもって、たんに独占的建設業資本のエゴイズムのみをみるのではなく、国家権力と独占資本との複雑な関係、独占資本の労働者対策と国家の労働力政策との矛盾をみる事ができるのであって、それらの展開のうちに日本型社会政策の類型とその運命をみる事ができるのである。その意味において、連合会会長鹿島精一司会によるところの日本土木建築請負業者連合会、土木業協会、建築業会の三会臨時大会における森下新造をはじめとする建設業界の関係者の議案説明ならびに運動経過報告には、きくべき多くのものを潜ませているように思う。

すでに指摘したように、労働者災害扶助法案というのは、屋外労働者を保護する目的をもって内務省社会局が立案し、政友会内閣が第54議会に提出したものであり、建設業者はこれにたいし反対していたのであるが、54議会が解散されるや、再びそのままの形をもって第56議会に提出をみるに至ったものである。これにたいする建設資本の反対の論拠は、その法案が、災害扶助の責任を雇主である建設業者のみにおしつけるものであって、政府はまったくその責任をまぬがれ、名目的に労働者保護を行なうというにすぎず、実質的には資本家の負担のみ多くして、同時に労働者にとっても決して有効なものとはなりえないということを強調している点にまず注目しなければならない。そしてむしろ労働者の災害扶助を実効あるものとするためには、国営業務災害保険法案なるものをもってこれに代えるべきであるとして、政府に鋭く迫っている点は、社会政策の本質という点からみてまことに興味ある問題を含んでいるように思われる。

「而シテ私等ハ斯クノ如キ法案ヲ再ビ議会ニ提出サルルコトアリト致シマシタナラバ全国何百何十万ノ労働者ノ非常ナル不利益デアルト考ヘマシタ為ニ、何カ之ニ代ハルベキ合理的ナ方法ガナイガト云フコトヲ我々ニオイテ考ヘマシタノデ御座イマス、其結果国営業務災害保険法ト云フ法案ヲ見附ケ出シタノデアリマス。是ナラバ、合理的ニ各種労働者ヲ救済スルコトガ出来ルト考ヘマシテ、其ノ法案ニ変ヘテ貫イタイト云フコトヲ要求スルコトニナツタノデアリマス……」。当時社会局ニオカレマシテハ我々ノ陳情ニ対シテ、成程君達ノ云フコトハ理屈ガアル、保険ハ理想デアル、併シナガラ保険法ヲ制定スルト云フコトニナルト、其時ニハ必ず政府ニ於テハ非常ナ事務費ガ掛ル、調査費用ガ掛ル、此緊縮方針ノ時ニ於テ調査費用ナドラ予算ニ取ルコトハ出来ナイ。斯ウ云フヤウナ御話デゴザイマシタ。併シナガラ君達チノ云フ所ハ理屈ガアルカラ調査シテ見ルトイフコトデアリマシタカラ、私等ハ只管御願イシテ帰ツタノデアリマス……。然ルニ昨年

十月初メノ新聞ヲ見マスト次ノ 56 議会ニ此労働者扶助法案ヲ第 54 議会ニ出シタモノヲ其儘提出スルト云フコトヲ社会局デ声明シタト云フコトガ新聞ニ載ツテ居ツタノデアリマス。我々ハ非常ニ驚キ諸君モ御承知ノ通り、昨年 10 月 20 日ニ神戸デ開催シタ連合会ノ大会ニ於キマシテ、労働者扶助法案ノ反対ノ決議、国營業務災害保険法ニ変ヘルコトヲ要望ストイフコトヲ決議致シマシテ、直チニ 25 名ノ実行委員ヲ設ケ是ガ目的貫徹ノタメ努力シテ参ツタノデアリマス。⁽¹⁰⁾

ここには社会政策のもっとも基本的な費用負担の問題があると同時に、その問題を媒介として国家と独占資本との関係についての政策決定の上での重大な対立的側面が露呈されているように思う。まず第一の問題から論ずるならば、これは独占段階に至って一層激化する資本競争、その結果としての資本の集中・集積の過程で合理化の強化にともなう生ずる労働者の虐使にたいして誰がその費用を負担するかという問題であり、国家権力はひとつには社会政策立法推進という国際的な傾向の影響を受け、公正競争の原理に立って資本主義の発展をはかるといふ建前から労働力保護政策を立案せざるをえない立場におかれており、その場合、資本家、労働者および国家という三者の醸出による労働災害保険法という形が、国際的にはすでに常識化していたという現実にもかかわらず、あくまでもこれを理想として、建設資本の負担において実現しようとしたのであって、その根拠は一体どのようなところにあったのであろうか。ひとつは当時政府は労働力の保護を真剣に考えたのではなく、あくまでも労働組合法との関連——それはまだ成立せず、廃案にされようとしていた——において、少なくとも、この法案は重要な社会政策立法としてその意義を強調しなければならなかったことがあげられよう。従って、社会政策の費用などは最初から問題にならず、形だけを整えるだけに終始していたことである。この社会政策の費用という問題、まさしく社会政策における労働力政策と賃金政策の接点におけるこの問題をいかに軽々しく取り扱ったか、そして法案が成立しさえすれば、そのあとはどうなってもよいというような安易な形式主義が、内務省社会局官僚にいかにか深く巣喰っていたかは、やはり森下新造のつぎのような報告の一節からもうかがうことができよう。

「併シナガラ其ノ時ニ社会局ノ部長ノ仰セニナリマシタニハ、成程君達ノ言フノハ理想デアルガ此ノ法案ヲ出スト云フコトニナルト、一年ヤ二年デハ到底出来ナイノデアル。連モ本期議会ニ間ニ合ハナイ、故ニ、先ヅ以ツテ此扶助法案ヲ出シテサウシテ之ヲ以ツテ三年四年ヤツテ見テ其ノ上デ悪ケレバ保険ニ変ヘテモ宜イヂヤナイカト云フ様ナコトデアリマシタ。之ニ対シテ我々ハ反駁ヲ致シテ参ツタノデゴザイマスガ、我々ノ力が足りナカツタノカ或ハ社会局ガ頑迷デアリマシタノカ、遂ニ此法案ハ 1 月 28 日愈々議会ニ提出サレタノデゴザイマス。実ニ我々ハ遺憾ニ考ヘマス……」(傍点引用者)。⁽¹¹⁾

注(10) 「日本土木建築請負業者連合会、土木業協会、建築業協会、三会連合臨時大会記事速記録」(『日本労働運動史料』第 7 巻、258 頁。)

(11) 同上、史料 259 頁。

理想である、理屈はまことにその通りであるが、現状ではそれは不可能であるから、まずとりあえずそれを出す、というような社会局の態度のなかにわれわれは一体何をみるであろうか。御都合主義ノあらゆる重大問題に対処するにあたって、ことの本質を衝き、これを根本的に解決するのではなく、ただ一時を糊塗すれば万事足りるとするような御都合主義が濃厚ではないか。このような態度はそもそもどこから出てくるのであろうか。似而非立憲主義、似而非近代国家としての存在でしかなかった独占資本段階の日本資本主義は、国家権力が労働問題の解決にあたって、たとえばドイツにみられるように開明専制的ビスマルクの政策が生み出したところの歴大な社会保険体系の構想を到底もちえなかったし、またそのような国家的政策のもとに独占資本の意図を包摂しえなかったのである。これはひとつには、日本資本主義の底の浅さと社会政策体系の費用を捻出すべき源泉としての植民地諸地域からの超過利潤が、国家独占資本主義段階の到来とともに必然的にたかまらざるをえない軍国主義的ファシズム政策のために利用されたためであり、このような事情が官僚の無責任主義と相まって、日本型社会政策の特殊な類型を創出したのではなかろうか。このような無責任主義は、しかし、果して、国家権力の側のみのものであつたらうか。これについては、やはり、つぎのような一節が有力な示唆をあたえる。

「斯クノ如ク運動ヲ致シテ参ツタノデゴザイマスガ、只今法案ハ委員会ノ手ニ於テ審議中デアリマス。是ヨリ先ガ運動ノ最後ノ五分間デアラウト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)。殊ニ我々ノ最モ遺憾トスル所ハ、多数ノ代議士ヲ訪問致シマシタ中ニ於キマシテ野党ノ方々ハ暫ク措イテ、政友会即チ与党ノ政友会ノ方々ハ中ノ二、三ヲ除キマシタ多数ノ御方ハ我々ノ陳情ニ対シテ、成程君等ノ言フコトハ理屈ガアル、真理ガアル、成程扶助法案ハ欠点ガ多イ不合理デアル、君等ガ唱ヘテ居ル所ノ保険法案ナルモノハ理路整然タルモノデアル、非常ニ理想的ノモノデアルト云フコトヲ口ヲ揃ヘテ言ハレタノデアリマス。然ルニモ拘ラズ災害扶助法案ハ欠陥ガ多イ、不合理デアルト云フコトヲ認メラレ、一面ニ於テ保険法案ナルモノハ非常ニ合理的デアル、理想的デアルト云フコトヲ認メラレナガラ尚且ツ労働者ヲ救フタメニ保険法ニ変ヘル為ニ立ツテ戦ハントサルル勇氣アル代議士ハ、我ガ同業者出身ノ森本代議士以外ニ闘士ノ欠ケテ居ルト云フコトハ実ニ我々遺憾千万ト考ヘルノデアリマス。」⁽¹²⁾

ここには官僚の無責任とならんで、建設資本のその利益代表としての政友会にたいする不信をみることができるのであるが、しかしながらこのような社会局にたいする攻撃や政党不信を吐露することにおいて、かくも勇散であった建設資本家は、みづから顧みてどれほど謙虚であつたらうか。その意味で、やはり副会長横山信毅のつぎのような報告の一部は極めて味わうべき問題を含んでいる。

「只今此扶助法案ニ対スル初期運動ノ経過ノ大要ハ森下君ヨリ申上ゲタ通りデアリマスガ、甚ダ遺憾ニ存ジマスコトハ、各政党ノ方々、政府ノ御役人ハ勿論ノコト、ドウモ此問題ヲ我々ガ斯

注(12) 同上、史料 259 頁。

クマデニ必死ノ力ヲ以テ運動スルト云フコトハ畢竟スルニ我々ヲ政府ガ、資本家階級ト見テ居ルガ為メニ、彼等ハ自分デ此法案ニ依ル負担ヲ避ケムガ為メ殊更声ヲ大ニシテ此扶助法ニ反対ヲ唱ヘルモノデアル(拍手)、或ハ特ニ一ニノ甚ダシイ労働者ヲ圧迫シテ居ル例ヲ捉ヘ来タツテ、我々請負業者ト労働者ガ対立ノ関係ニアルモノノ如ク誤解シ、此誤ツタ觀念ヲ基礎トシテ色々ノ想像ヲサレルト云フコトハ甚ダ遺憾ニ思フ。故ニ此席ニ於テ先ゾ一言此コトニ付テ御諒解ヲ求メ、皆サンカラシテ御使用ニナツテ居ル労働者諸君ニ此精神ヲ篤ト御伝ヘラ願ヒタイト思フノデアリマス。此問題ニ対シテ我々ノ反対ト云フモノハ資本家対労働者ノ関係ニ立ツテ対立シテ居ル者デハナイノデアリマス。同業者ノ中ニハ此扶助法案デ救済スルト云フコトニ付イテモ、サウ苦シマナイデ出来ル人ガアルノデアリマス。併シナガラ是ハ全体ノ中カラ言フタラ一割ニモ足ルカ足ラヌカト云フヤウナ極メテ少数デアツテ、他ノ大多数ハ一朝不時ノ災害ガ起ツタ時ニ、自分が全部此扶助法ノ命ズル所ニ依ツテ負担ヲシナケレバナラヌト云フコトニナツタラ重大ナ問題トナルノデアリマス。其結果カラ今日我々が常ニ考ヘテ居ル所ノ此労働者ノ扶助ト云フコトガ確實ニ出来ナイト云フ問題ニ到来スルノデアリマス。此故ニ我々及全国同業者ガ此労働者ノ扶助ヲ確實ニスル⁽¹³⁾ト云フ意味ニ於テ反対ヲシテ居ルノデアリマス。」

ここには資本家の社会政策にたいする考え方という点で、注意すべきいくつかの重要な問題を含んでいるように思う。まず第1に、さきに重要な問題として提起した社会政策の費用負担についての建設資本の側の立場が、きわめて明瞭にあらわれている点であり、まさしくここに語られているように、社会政策の費用負担にたいする強い不満の表明であり、労働災害の原因についての反省の欠如、この責任を回避しようとする態度が窺われるのであって、従って、労働災害保険法をもってこれに代えることを要求する建設資本の運動が、実は名目にはその通りであるとしても労働災害にたいする雇主の責任を一切回避しようとするところの意図を秘めたものであることは明らかである。大体災害扶助法案のように工場法の拡大ないし進歩的性格を有する立法にたいして、労働災害保険法のようなものをもって代替させようとする発想そのものが、そもそも問題となるところであるが、この点についてはのちに論ずるとして、いまひとつ注目すべきことは、この法案に対する有力な反論として、およそすべての資本主義国の工場立法にもみられたところの企業保護の立場からする反対論がみられたことである。これは工場立法の場合は、これに登場するところの論理であり、わが国工場法の場合もまた例外ではありえなかった。しかしこれはすでに明らかのように社会政策を攻撃し、これを骨抜きにするための資本の論理としての常套手段であり、自由競争段階においては、ある一定の論理的妥当性をもつとしても、すでに国家独占資本主義段階に達していたわが国において、このような主張が独占的な建設資本を代表する人々によって公然かつ堂々として述べられていることにわれわれは更めて驚きの念を禁じえないものがある。しかしながらこのような一方的な企

注(13) 同上、史料260頁。

業本位の意志表明のなかにも、すでに国家独占資本主義段階に達して、社会政策の契機を鋭く見抜くところのものもまたみられるのである。

「即チ我々ハ、今日労働者ノ方ニ、労働者ヲ代表スル所ノ団体ガアリマセヌカラ、労働者ニ代ツテ我々が此問題ヲ決議シテ此ノ運動ヲヤツテ居ルモノト見ルコトガ出来ルノデアリマス……、所謂一部ノ人カラ、此案ト云フモノハ政府ガ真ニ労働者ヲ救フト云フコトヨリモ労働會議ニ於テ外国カラ日本ノ社会施設ノ貧弱ナルコトヲ指摘セラレタト云フコトニ端ヲ發シテ取急イデ不完全ナル俄作りノ法案ヲ作ツタ、皮肉ニ申シマスレバ普選ニ際シテ俄ニ、之ヲ政略ノ意味ニ使ハレタノデハナイカト云フコトハ自カラ弁明スル余地ハナカラウト思フノデアリマス。斯クノ如キ不真面目ナル議案ヲ以ツテ、——我々ガ又色々ノ議會ニ於テ、当業者、労働者ヲ代表シテ屢々決議ヲ以ツテ反対ノ声ヲ揚ゲタニモ拘ラズ、政府ハ一向我々ノ声ニ耳ヲ傾ケナイ、サウシテ何処マデモ押シテ行クト云フトコロニモ亦何カ政略的意味ガアリハシナイカト云フコトニ疑惑ヲ深クスルノデアリマス。之ニ比ベマシテ私共カラ出シテ居リマス所ノ保険法、是ハ労働者ノ扶助ヲ確實ニ期スルト云フ上ニ於テ最モ長所トスベキ所ガアリマス、又當業者中ノ負担ニ堪エナイト云フ立場ノ人ヲ助ケルト云フ点ニ於テ良イ所ガアルノデアリマス」⁽¹⁴⁾(傍点引用者)。

社会政策としての扶助法と災害保険法とはひとしく独占段階に至ってあらわれる労働者労働保護立法であるとしても、それは建設資本のいう如く、前者にたいして後者から代替しようところの性質のものではなく、また政府のいうところの前者から後者への移行という観点もまた大きな誤りといわなければならない。前者はいわば雇主の責任が工場ないし事業者における労働安全対策として、労働過程と価値増殖過程との結合の場における、労働力の効率の高い消費を可能にするところの保障として、雇主の義務として負わされるところのものであり、さらにこれを補完するものとして、保険原理に基づくところの後者の存在意義があり、しかも重要なことは、この両者の相互補完関係を十全ならしめるところのものとして、労働者階級の主体的な運動がある。すなわち、労働運動にたいする極度の圧迫、そしてその全国的規模への展開を阻むところの政策としての労働組合法案、これと同じくこの二つの法案は、労働者の自主的・主体的要求はまったく無視され、資本の論理のなかに埋没させられていることに注目しなければならないのではなからうか。それゆえこの法案の成立を、労働階級の自主性を目覚めしめるものとしていかにおそれていたかは明らかであろう。

「而モ我国並ニ諸外国ノ労働運動史上ニ於テ明カデアリマス如ク、土木、建築ニ従事セル労働者ハ工場労働者トハ異ナツテ居リマシテ、労資間ニ友情ノ溢レタ円満ナ関係ガ只今迄保持サレテ居リマス。扶助法案ガ制定サレタ暁ニハ傷害ノ認定、扶助料ノ支払等ニ対シマシテ労資間ニ意見ノ相異ヲ来シマシテ、各々法ニ依ツテ与ヘラレマシタ権利義務ノミヲ固執シマシテ到底取捨スベカラザル状態ヲ惹起スルコトハ火ヲ賭ルヨリモ明ラカデアリマス。政府ハ名ヲ扶助費用ノ濫増防

注(14) 同上、史料261頁。

止ニ籍リマシテ扶助法案ヲ制定シテ、此重大ナ社会問題ヲ傍観シヨウトシテ居ラレル態度ニアルト云フコトハ、実ニ我々遺憾トスル所デアリマス。其点ニ於キマシテ政府ノ誠意ナリ無責任ナル態度ニ願マシテモ皆サンハ御首肯ニナル事ト思ヒマス。⁽¹⁵⁾

だが資本の厚顔無恥は、日本の良風美俗の強調、近代的労使関係の否定、即ち近代的社會政策へのまったくの無理解に至ってその頂点に達することを忘れてはならない。そしてそれとならんで、このような扶助法案の提出自体、社会局が真に社会政策の樹立をめざして意図したかどうか、従来の当局に対する資本家側の不信が、これにたいする猛烈な反対となつてあらわれたこともまた疑いえないところである。一方においてすでに独占資本主義の労働政策の当局者、内務省社会局の立法意図の特徴は國際的状況に追隨する形式主義としてあらわれ、他方独占資本は社会政策の費用負担を国家権力を媒介にして労働者階級に転嫁しようとしたものであり、この兩者の間にみられた妥協がいかに見事なものであつたか、つぎの一節はそれを示している。

「又労働者ニ取ツテモ社会政策上ノ非常ナル福音ニ接シタヤウニ思ハレルカモ知レヌケレドモ、イザ茲ニ扶助スベキ問題ノ起ツタ時ニ相手方ノ方ニ訴ヘルコトガ出来ナイト云フヤウナ法律ヲ作ツテ貫ツタトコロデ何ソニモナラナイ。山本宣治君ノ如キモ、亦斯ウ云フ立法ヲシテ再ビ三度ビ我々労働者ヲ騙スノデアルカ、今回政府ノ提案サレタル法律案ノ中ニ細則ハ勅令ニ依ツテ出ス、ト云フコトニナツテ居ルガ、勅令デドウ云フコトヲシテ出スノデアルカ、勅令デ出スト云フコトハ弾力性ニ富ムダト云ハレルガ、工場法ノ如キハ勅令ニ依ルト云フコトデ弾力性ヲ有ツテキルガ、或ハ工業倶楽部トカ或ハ紡績連合会ト云フヤウナモノカラ勅令ヲ出ス前ニ反対ヲ受ケタ為ニ、全ク無意義ナ勅令ヲ出サレテ居ル。今度モ再ビサウ云フ目ニ遭ハス積リデアルカ、労働者ヲ欺瞞スルモ甚ダシト云フコトヲ極言セラレテ居ル。ソレニ對シマシテ現在ノ社会局長官ノ長岡君ハ、此声ハ成程請負業者ノ中ニモ一部反対ノ声ハアルケレドモ、決シテ是ハ全部ノ請負業者ノ反対デハナイ、適切法案デアルト云フコトヲ極力広言シテ、政府トシテ出シタノデアルト云フコトヲ申シテ居リマス。私ハ此ノコトヲ思ヒマシテ現在我国ノ政治ハ属僚政治デアルト云フコトヲ甚ダ遺憾トスル。聞クトコロニヨレバ此案ハ先年長岡君ガ万国労働會議ニ出ラレマシテ各国ニ於テ自由労働者ノ扶助法ト云フモノガ制定シテアリマスノニ、日本ニナイノハ恥デナイカト云フコトヲ考ヘテ婦リニ船ノ中デ大急ギデ作ラレタ案デアルト云ハレマス」⁽¹⁶⁾ (傍点引用者)。

山本宣治の反対は、あくまでも労働者階級の立場を無視した法案にたいする労働者階級の立場からの反対であり、その攻撃の目標は政府の立法態度における形式主義的模倣主義であつて、雇主の責任についての何らの免責をも意味するものではないにもかかわらず、あたかもそのような意味にとられていることは、政府の態度とならんで同じく欺瞞的といわれるべきであり、このような態度

注(15) 同上、史料 263 頁。

注(16) 同上、史料 267 頁。

こそ、労働者階級の味方としての独占資本の美化、封建的・専制的労使関係の讚美があらわれてくる所以である。松田竹千代は、つぎのようにのべている。

「苟モ国家ガ法律ヲ制定シテ是等ノ人々ノ災害ヲ救ハウト云フカラニハ 其法案ガ本當ニ是ナラバ、法律トシテ実行シテ確ニ労働者ヲ救ヒ得ラレルモノデアルト云フ非常ナル確信ノ下ニ立テラレタモノデナケレバナラヌモノト私ハ信ズルノデアリマス。然ルニ其点ニ付テ私ガ政府当局ニ質シマシタ所ガ、固ヨリ確固タル信念ガナイノデアリマス、マア大シテ是デヤラナクチャナラスト云フ考モナイガナイヨリ増デアル、マア容易ク云ヘバ社会的ノ立法ガ少イカラ徐々ニヤツテ行クヨリ仕方ガナイト云フ考ヨリ出シタモノデアアル、斯クノ如キ信念ノナイ所ノ法制ニ依ツテ社会立法ノ名ヲ得ントスルノハ甚シイ不真面目ナモノデアルト云フコトヲ政府ニ向ツテ弾劾ノ声ヲ掲ゲタノデアリマス(拍手)。諸君ハ此処ニ合シテ斯クモ盛大ニ大会ヲ営マレル 其目的ハ唯単ニ此現在ニ於テ問題トナツテ居リマスル災害扶助法案ノ阻止サヘナン得レバソレデ宜シト云フノデハアリマスマイ、即チ諸君ノ御意見ノアル所ハ此法案デハ諸君ト最モ深イ関係ニアル労働者ト共々ニ働キヤラナケレバナラヌト云フ所ニ真ノ核心ガアルノデアラウト思ヒマス(拍手)。諸君ノ御考ニナツテ居ルノハ、諸君ノ目的トスル所ハ此法案ヲ阻止スルニ非ズシテ、此法案デハイカナイモソト徹底的の本當ニ労働者ヲ救ハウトスルニ適正ナル法案ヲ作ラウト云フノガ目的デアリマセウ、茲ニ於テ諸君ニ希望致シマス、現在此政府提出ノ法案ハ杜撰デアリ如何ニモ実行性ノ伴ハナイト云フコトハ是ハ諸君ト共ニ等シク認メテ居ル、ソレバカリデハナク恐ラク政府当局自身モ今日デハ早マツタコトヲヤツタ、余リニモ不用意デアツタト云フコトヲ心窃ニ感付イテ居ルト云フコトヲ私ハ確信スルノデアアル。其処デ我々ハ諸君ニ對シテ御希望致シタイコトハ、諸君ノ事業ニ関係スル所ノ無慮百五十万ノ労働者ハ、殆ンド列國ニ於テ見ルコトノ出来ナイ或ル特殊ノ何シト申シマスカ、或ル関係ノ下ニ置カレテ居ルト思フノデアリマス。固ヨリ現在ノ関係ニ於テハ多クノ美点モアリマセウガ、矢張今日ノ時勢カラ考テ此儘デハナラヌト云フコトヲ考ヘテ貫ヒタイノデアリマス。併シナガラ過去十數年間ニ於テ日本ノ産業界ノ方面ニ頻々トシテ起ツタ所ノ爭議ハ諸君ノ業界ニ於テ甚ダ稀デアツタト云フ此事實ハ確ニ諸君ハ誇トスルニ足ルノデアリマス、此産業界ニ於テ最モ忌シイコトハ爭議デアルト思フ。彼ノ英國デサヘモ「ゼネラルストライキ」、1 週間ノ炭坑夫爭議ノ 6 ヶ月ニ及ンデ英國ノ如キ大産業國デスラ爭議ノ為ニ營業ガ不能ニ陥ツタ。此爭議程恐ルベキモノハナイ、弊害ノ多イモノハナイ、是ハ諸君ノ間ニ於ケルコトハ暫ク措クトシテモ、免モ角爭議ガ少ナカツタト云フ此事實ハ是ハ明ニ諸君ノ業界ニ於ケル雇用関係ニ外國ノ労働者ト使用者トノ間ニハ見ラレナイウマ味ガアルト云フコトヲ立証シテ居ルモノト私ハ信ズルノデアリマス」⁽¹⁷⁾ (傍点引用者)。

封建的・親分子分的な雇用関係をもって、「万邦無比」のわが国古来の美風となすというような

注(17) 同上、史料 270—271 頁。

資本の観点のもとで社会政策のもつ合理性は否定され、社会政策の実施がむしろ労働争議の原因となるという誤った考え方を導き出し、また労働争議のないところに社会政策の必要はないのみならず、それは建設資本そのものの存在を危くするものであることにならざるをえない。名古屋土木建築業組合評議員、田中観助の意見は、この考え方をもっともよく代表する。

「政府ノ今回提出セラレマシタ扶助法案、之ニ代フルニ国営保険法案トノ優劣ニ付キマシテハ論議ガ尽サレ居ルノデアリマス。唯私ハ諸君ト共ニ苟クモ土木建築請負業ト云フ商売ガ出来テカラ、斯フ云フ法案ヲ以テ脅威セラレタト云フ事ハ曾ツテナイ、私共ノ此商売ハ此法案ガ通過シマスナラバ実ニ政友会内閣ハ土木建築業者塵殺セリト信ズルノデアリマス(拍手)。春秋ノ筆法ヲ以テ致シマスナラバ、此意味ニ於キマシテ労働争議ハ随分不良学者ニ煽動セラレタノデアリマスガ我土木建築業会ニ於テハ、未ダ曾テ労働争議ト云フコトハナカツタノデアリマス。」⁽¹⁸⁾

労働者災害扶助法案は、1930年、多くの修正ののち成立することとなるのであるが、ひとつには労働組合法案の廃棄とひきかえともみえるところのものであり、労働者階級の組織的な力の弱さから、次第に骨抜きとされるのであるが、いまひとつは、資本家の反対によって、国営保険なる災害扶助責任法が併わせて提案されることによって、第59議会において通過をみたのであった。しかし折角成立したにもかかわらず、その後、準戦時体制＝軍国主義的・ファシズム化への過程で、ほとんどその存在意義を失わねばならなかった。こうしたわが国における国家独占資本主義段階における社会政策の特質として、その労働者災害扶助法とならんで、きわめて重要な退職手当法問題にふれなくてはならない。

III

退職積立金法は、政府が失業保険制度に代わる失業対策として、そしてまた一方、満州事変以後、急速に拡大していく戦時経済のなかで、次第に重大な問題となってきたところの労働力問題に対処すべく、おしすすめられたものであった。しかし社会政策としての退職金制度の問題については、歴史的な背景があった。すなわち明治30年代において、機械工業・造船業などの重工業部門における男子熟練労働者のいちじるしい払底に悩まされた経営者は、労働力を確保し、労働者を長く手許におしとどめておくために、いわゆる強制貯金をはじめ永年勤続賞などの手段により、労働力の企業内定着をはかったのであった。⁽¹⁹⁾だが、労働組合運動の展開のための諸条件が、治安警察法によって奪われ、依然として極端な低賃金のもとに喘いでいた労働者は、その消極的な抵抗として、労働移動をやめようとしなかったため、労働力の確保はますます困難となるに至った。資本家は、こ

注(18) 同上、史料272頁。

(19) これについては、農商務省篇「職工事情」が参考になる。

れにたいし、募集費の増大をくいとめ、労働者の低勤続——低能率を改め、定着させ、さらに勃興しはじめた労働運動の拡大を防ぐために、新しい手段として、企業内福利施設、年功序列型の賃金制度、資本家主導の共済組合、退職金制度などをとるようになった。これらの諸制度は、明治後期より形成されはじめ、第1次大戦中から戦後にかけて次第に普及し、昭和10年前後には大企業においてほぼ確立されたといわれるが、これらの諸制度の導入によって、労働者の個別企業における定着性は向上し、雇用は固定化の傾向をたどりはじめ、永年勤続ないし終身雇用といわれるわが国労働関係の特質が形成され、労働者の個別資本への物質的、精神的従属が形づくられ、強められたのである。⁽²⁰⁾

わが国における労務管理体制の成立は、労働者状態・労働運動の変化および発展に即応して、いくつかの時期にわけることができる。すなわち第1期は、日露戦争後から第1次世界大戦の初期頃まで、1906—7年の大争議および大運動の衝撃をうけて、労資関係の再編成が独占の大企業を中心に進行していった時期であり、第2期は、第1次大戦の影響が、経済および労働市場にいちじるしいインパクトを与え、わが国における巨大独占資本の成立が決定的となった大戦の終了期、とくに1920年の戦後恐慌の時期まで、そして第3期は、その後、昭和初期の大恐慌期をへて準戦時体制の時期に入るところの1931年頃まで、そして第4期はそれ以後といえることができる。そしてここで問題となるのはまさに第3期であり、いわゆる国家独占資本主義体制の成立のなかで、次第に矛盾を深くしていく労働力政策の集中的表現としてあらわれたところのものであった。すでに第1期においては、1900年代の初頭にはじまる工場諸運動と労働運動および過激な社会主義運動の発展およびその鎮圧を背景として、資本は、一方において技能養成を中心とする子飼いの労働者の養成の意図をもって、企業の存立の基礎を揺るがすところの罷業に対抗しようとしたが、他方において企業負担による福利施設をもって労働者の不満の爆発に備えようとした。1907年(明治40年)の鉄道庁現業員の共済組合をはじめとして、民間においても、たとえばその代表的なものとして、鐘淵紡績会社にみられるように、大企業を中心として企業内共済制度の展開がみられ、⁽²¹⁾次第に大企業内部に共済組合が続々と成立することになった。第3期すなわち第1次大戦後から世界大恐慌期にかけては、官業および民間企業における共済組合制度をはじめ、企業内福利施設の充実が、労働力の確保ならびに足どめ策として政策的に推進された時期であるが、いうまでもなく、それは一部の独占的企業かこれにつぐ巨大企業および官業部門に限られており、中小企業においては、その財政的基礎からしても到底ないうところではなかった。しかしながら第1次大戦後のわが国は、一方において巨大企業を中心とする労務管理体制が強化されるとともに、他方、大戦中の国内的・国際的な大事件、すなわちロシア革命、米騒動、総同盟の尖鋭化、前衛政党的建設などに刺戟されて、政府は

注(20) 黒住 章「定年制・退職金・退職年金」(労働旬報社)1968年、51頁。

(21) これについては佐口 卓「日本社会保険史」(日本評論社)、1956年参照。

真剣な対策を考慮せざるをえない立場におい込まれ、労働組合法案の制定、治安警察法の改正など主として治安対策的な立場からの社会政策の強化が図られるとともに、労働者の保健衛生についての立法的措置が考えられ、1921年、農商務省工務局労働課は、「健康保険法案要綱」を脱稿し、工場法および鉱業法を補完するものとしての健康保険法が、第45議会において通過したのであった。これは、企業内共済組合との関連で、幾多の修正が試みられたのであるが、結局保険者としては政府管掌と組合管掌との二本建となり、その結果、財政的基礎の薄弱な恩恵的な民間共済組合は次第に亡び、官業共済組合のみがその代行機関として考えられるという好ましからざることとなった。

ところで、近代的な社会政策としての社会保険は、医療保険、年金保険および失業保険の三つによって成立しているのであるが、すでにみたようにそのひとつとしての医療保険法が不完全なものとはいえ比較的早期に成立をみたのに反し、労働者年金保険は1943年に制定され、44年に厚生年金保険法と改称されたのであった。しかしそれとても軍事費調達の一手段として行なわれたものであるところに重大な問題を秘めているし、また失業保険法に至っては、第2次大戦前には、ついに成立をみることなく、ようやく1947年、占領下の民主化過程において成立をみたのであった。失業保険法案が、慢性的・構造的な失業の深刻化するなかで、成立しえなかったのは、いうまでもなく、資本家側からのはげしい反対によっていることは勿論であるが、これに代わる退職積立金及退職手当法もまた、資本家側の猛反対に遭い、幾度かの修正をへたのち、1936年ようやく成立をみたのであった。このように国家独占資本主義段階における我が国の社会政策は、資本家によるひたすらなる反対、つぎにその根本的修正をして骨抜きという過程にみられるように、その国家権力の形式主義と相応するところの雇主側の恩恵思想・企業内家族主義的伝統の讚美による近代的労資関係の否定にみられるところの封建的・絶対主義的性格のものであった。つぎにこの点について考察しよう。

この問題は1932年8月、失業対策委員会第2回総会において、「失業者救済の為にする事業の種類、施行方法、量、財源を如何にすべきか、其の不十分の場合救済の為採るべき方法如何」の問題を特別委員会に附託した時からはじまる。そして、1933年6月、第3回総会において、「日雇労働者の失業救済施設の改善奨励に関する決議案」が採択され、日本の国情に適する制度の研究のため小委員会は、1935年6月、退職積立金法案要綱を決定し発表した。特別委員会委員前田多門は、小委員会の審議経過報告のなかで、当時解雇手当制度または失業保険制度の存在しない状況に鑑み、失業問題の解決のために、退職積立金制度を制定実施することが適当であり、好ましいとして、その特徴として、①退職積立金のために、労働者にも平時積立金をさせること、②事業主の積立金の最低限度は、賃金の100分の2と定め、なお事業の利益が大であった場合には、附加して積立をなすこととしている点、③解雇退職の事由に依り、給与に厚薄の差等を附し、労働者の勤続を奨励し、労務管理に適せしめることとした点、④中小企業にたいしても、本法の負担に十分耐えるように配慮されていること、などが報告されたのであった。⁽²²⁾

しかしこの案が一度発表されるや、資本家側からはげしい反対がわき上り、その結果、1935年12月、特別委員会は旧案に大幅な修正を加えた結果、総会において決議され、退職積立金法要綱(修正案)が出されたのである。これによれば修正案は多くの点において労働者保護の点からみて後退を示していることは疑いえない。すなわち、①適用事業所従業員数を、工場・鉱山については旧案の10人以上から30人以上とし、かつ職員を全部除外したこと、②旧案にあった労資双方賃金の100分の2ずつの積立金を併わせて退職積立金として管理させる制度を、労資別途の積立管理制度としたこと、つまり、労働者側は、自己積立分以外は受領権を制限される、③また旧案が、一定標準以上の利潤ある事業にたいして賃金100分の1の積立金を命じていたのに反し、新案は前項の事業主積立金中、不用となった部分のみを、その積立金に繰り入れるというのであった。これによってみるに、この大幅な修正はやはり、社会政策立法としての本質を大きく改変させるものとなり、適用される大中企業労働者にとっても、きわめて効果の少ないものとなるのはさげられなかった。

しかしながら、このような微温的な法案にたいしても、資本家側からの反対をまぬがれることができなかったのであって、たとえば、藤原銀次郎は、失業対策委員会総会において、退職手当制の普及は必然の勢いと認めながら、つぎのような点を理由として反対の態度をとったことは注目に値しよう。

「退職手当金は、永年勤続に対する慰労感謝の現われであると考えるのが常識観念となっている。従って、自発的に感謝の気持で之を支給し、感謝の気持で之を受けると云うことが、本制度の眼目であること。然るに、各自の財政に応じて、漸進的に奨励されるのなら別であるが、突然2パーセントないし3パーセントの新しい負担を強制的に課するのは、事業主としてはまことに心外であるし、工場の資力の大小、労働者の種類、地方の事情、他の福利施設との振合等によって自ら差別の出来るのは理の当然であります。原案が之等にお構いなしに、全国の工場、鉱山に同一の率を強制しようとするのも甚だ無理であること。」

以上を主たる理由とするのであるが、ここにもやはり、労働力の保護という近代社会政策の観点は全くみられず、ひたすら主従の恩恵としてのみとられていることが特徴的である。労働者保護の観点から、あるいはまた時局的見地から当時の大新聞の論調は概して、退職手当法案に賛意を表していた。

「率直にいうて、今まで為政者は余りにも資本家の一顰一笑によって挙措を左右され過ぎた。……社会立法飢餓は既に久しいものであった。さきにも論じられた如く、不思議にも非常時に入ってから、却って社会立法は冬眠状態に置かれたのであるが、その非常時における政治の怠慢が、今日の超非常時を醸すのに与って力があつたとするならば、その責任感からでも社会政策は

注(22) 「失業対策委員会特別委員会における小委員会の審議経過報告」(退職積立金及退職手当法案要綱及史料)史料第7巻280-281頁。

振作を必要とする。今この事を力説する所以は外でもない。過去における労働組合法案不成立の股鑑が遠くないからである。当時資本家側の猛運動が貴族院内に有効に働いて大勢を支配し、折角の衆議院を通過した同法案が、遂に貴族院に於て握り潰された当時の記憶は余りにも生々しい。今回の法案は、その性質が組合法案に比して保守的傾向の人々も理解され易いものであるとはいえ、組合法案審議当時の如く、衆議院における与党勢力の強圧が利かない今日に於て、潮内相の声望は往年の安達内相の比でないとすれば、衆議院に於ても既に相当警戒の必要があり、貴族院は『庶政一新の機運に鑑み』てさえ呉れれば、当然本案を支持すべきではあるものの、過去の赤字の記録は阻止策動の奏効を最も懸念せしむるものがある。庶民生活に対する議会の誠意有無の試金石として、今後本案の審議は注視に値するのである。⁽²³⁾

ここで論調は政府批判としてかなりきびしいものがみられるのであり、社会政策立法における国家権力の不誠実、および独占資本の国家機関を従属せしめることによって、その利潤獲得の衝動をもって、労働者保護に優先させるところの絶対主義的封建的労働関係に対するある程度の批判が秘められている。このような新聞に代表される世論の動向にもかかわらず、資本家のこの法案にたいする反対は、かの労働者災害扶助法に劣らず、はげしいものがあつたのである。全産連常務理事、膳桂之助の講演は、その意味でまことに興味深い。その批判の要旨は、「外国では、国庫が多額の負担をする、失業保険その他の保険では大体労・資・国家が3分の1宛費用を負担して、失業なり廃疾養老遺族と云うような保険をやっている。」ところが日本では、家族主義、すなわち雇主の温情主義によっており、退職手当制度を普及させるのは結構であるけれども、これを法制化することには反対であるというのである。法制化反対の論拠として膳が力説するところのものは、ひとつは中小企業問題に関連してであり、いまひとつは労働争議を強く意識しているところに、この退職手当にたいして資本家陣営がはげしい反撥と危惧を感じなければならない理由があつたのである。

「中小企業のことを考えると大工業と同じような法制で行くのはどうか、是は若し考えるにしても別の法制が宜い、別な途が宜いと云うような意味から先ず50人以下は一旦本法の適用から除外して欲しい。それから之も後で申上げますが、積立金の計算の基礎が一部分は工場の利益の大小に比例して決めてあるような規定があるのでありますが、どうも是は利潤分配の制度の端緒を開くようなことにもなり、又是が労資の紛争の種にもなるといかぬから之を一つ確定した率に直して貰う方が宜いぢやないか……、従来、退職手当を事業主が区々に規定している為に、労働争議が非常に起きる、過去数年間の統計では、約15パーセントばかりのものが、此問題に関連して居る……」⁽²⁴⁾ (ただし傍点引用者)。

以上のような観点から、反対の論理が導き出されるのであるが、制度そのものより、その法案の

注(23) 「東京朝日新聞社説」昭和11年5月14日(史料295—296頁)。

(24) 経済倶楽部講演133輯, 昭和11年8月18日(史料298頁)。

内容自体に大きな不満をぶつけることによって暗にこれを骨抜きにしようとする意図が露骨にでてゐる。法案の作成は時代の趨勢としてやむをえない、従って法案の必要性は充分にこれを認めるが、このような内容では到底うけいれがたいというような修辞法が随所にあらわれ、結局のところ、その効果を殺滅しようとする深慮に出でるものではなからうか。

「是は、実は、其時の感じを率直に申しますと、私共は予てから退職手当の法制は考えて呉れ、併しまあどうも時勢がそれで宜かろうと云うなら己むを得ないなら一つ喜んで御手伝をしましよと申したものの、要するに従来は所謂醇風美俗と申しますか事業主が好い気持で出して居った退職手当、之を普及化する合理化するという意味で法律が出来るのでありますから、少し言葉は皮肉になるかも知れませぬが、春風駘蕩たる法律が出来ると思って居ったが、出来たものは如何にも虎かなんかを遇するような峻厳な、なんと申しますか、冬に氷の上を歩かせられるような法律を見たので、実はびっくりした。此感じは実は誰もするようでありませぬ。⁽²⁵⁾」

法案の内容について不満を表明しつつ、これが実情に添いがたいものであることの例証として中小企業問題にふれており、社会政策というものが、日本の中小企業の広はんに存在している状況においては無理であるという結論をみちびき出している。中小企業において実行不可能な法案は、その必要性はわかるが、結局、法として成立させるわけにはいかないという否定的見解に転化していく。

「一体将来の中小企業工場の問題をどう取扱う積りなのかと云う国の政策が之を決めるのではないか、斯う私は考える……。マルクス流の考え方から申せば中小企業と云うものは没落の過程にあるのだと承っておりますが、そういう思想が従来に及ぶ社会立法家の頭にはなかつたか、強くあつたのではないか……。一体工場法其他の法制で僅か家内工業から毛の生えたような5人、10人の工場と、何千人使い何億の資本金で近代的経営をして居る工場と同じ法律で扱うと云うことが少しく無理ではないか、根本には此思想があるのだ……。30人や40人の家内工業殊に個人の場合であれば、其人が随分労働者上りの人であつて仕入れから注文取りから金策から1人がやつて廻らなくぢやならぬというような人が、此規則が出来ても第一此法律が読めるかどうか。実は是は私共でもなかなかわからぬ。分らぬ法律をそんな人が読んで分るかどうか、分らなければ3年の懲役に行く危険がある……。」⁽²⁶⁾

そして結論的には、「要するに大工業と中小工業とを同じ率ではなく、又同じ取扱いをするな」という理由のもとに、中小企業の資金状態からいって、積立金のための強制的な貯蓄は、その負担を増大せしめ、もしこれに手をつければ法律上横領となるところの雇主に信託された金額は雇主に無理を強いるものというべきであり、「社会政策的に考えて、外国でもそれが無理だと云うので、国家が3分の1の補助をして労働保険をやつて居る。それを何故日本だけが事業主の自発的或は是

注(25) 同上, 300頁。

(26) 同上, 301頁。

が奨励ならいざ知らず、法律で3年の懲役を課してまで、之を強制すべき法律上の根拠は、私は未だに分からないのであります⁽²⁷⁾という見解を、われわれはどのように理解すべきであろうか。失業保険には絶対反対の態度をとり、しかもこれに代わるものとして提出された退職金法案にたいしても反対するという頑迷な態度は、あたかも労働組合法案の運命を想わせるものがあった。すなわち、労働組合法案の場合、治安警察法第17条の廃止がその制定を妨げているというところから、最初はその撤廃に労働運動の力が注がれたのであるが、その後、治安警察法の改正に伴って、労働組合法を成立さすかの如くに見えながら、その成立を阻むためのあらゆる手段を弄し、ついに治安維持法を制定するに至ったことをみれば明らかである。このような態度が、労働者階級の憤激を買ったことはいうまでもない。全日本労働総同盟会長松岡駒吉の、つぎのような反論は、わが国独占資本の社会政策についての無理解、いやむしろその反動的な性格を衝いたものといえることができる。

「労資の問題でも固より其の通りでありまして、段々と日本固有の、どこか独創的な外国のそれとは性質の違ったものになりつつあるのでありますが、全産連は一流のイデオロギーで故意にその現状を無視して居るのであります。先日膳さんは社会局の官吏が小児病的だと偉い権幕で憤慨して居ましたが、全産連こそ妙なイデオロギーに囚われて居るのであります。精々善意的に見ましても、何か行掛りか世間体に囚われて、無暗矢鱈に神経を尖らせて居るとより考えられないのであります。全産連の斯くの如き態度が、如何に労働者の階級闘争的気分を刺戟しているかと云う事を考えまして、私は甚だ遺憾に堪えないのであります……。社会政策の貧困が、国政の上に深刻に反省吟味されなければならぬ訳であります。私は、全国民をして非常な重圧と不安を感じしめるような5・15事件以来の深刻な政情の一原因を、社会政策の貧困に見出すのであります。」⁽²⁸⁾

退職積立金及退職手当法案は、修正ののち、第69議会において通過するのであるが、それはまさしく戦時国家独占資本主義段階に突入し、戦力増強と国民精神総動員の叫ばれる時代にふさわしく、企業の資本蓄積の要求に応えるものとなり、一方それは、労働者階級にとっては、インフレーションの進展によって収奪を強化されるどころの一手段と化したのである。

1929年恐慌以後の国家独占資本主義政策の本格的な発展のなかで、わが国の社会政策は、何故にアメリカ合衆国にみられるようなニュー・ディール政策やイギリスにみられるが如き社会保障体系のプランをもちえなかったのであろうか。それは何よりも労働者階級の運動の主体性の弱さに起因するところであるが、わが国の政治権力構造の半封建的・絶対主義性格の根強い存在によっており、ファシズム的軍国主義への傾斜が、ドイツやイタリアに劣らず急激であったことがそれを物語っている。しかしこれらについて明らかにすることは別稿にゆずらなければならない。ただここでふれておかなければならないことは、わが国における独占資本と国家権力との特殊の関係であろう。行

注(27) 同上、306頁。

(28) 同上、316—317頁。

論のうちで読者は、国家の権力主体がいかに脆弱であり、それが官僚的形式主義にもとづく属僚政治によって代表され、従ってそこには、政治家による指導性が何ら反映していないことを理解されるであろう。ニュー・ディール政策におけるルーズヴェルトの卓越した指導力、そのほとんど独裁的ともいべき権力行使にたいする司法権力の抵抗、そうしたなかでの画期的な経済政策の遂行は、まことにステーツマンシップと呼ばれるにふさわしいものがあった。第2次世界大戦が、連合国側の完全な勝利に終ることを予見し、第1次大戦後の混沌と混迷の苦渋の教訓を忘れずに、ベヴァリッジ案を立案せしめたチャーチルにも、そのような側面がみられたことは周知のところであろう。そしてまたこれらの「福祉国家論」の対極に、ムッソリーニとヒットラーのファシズムが無気味な様相を呈して立ち現われたのだが、国家独占資本主義段階の定着期ともいべき1929年恐慌以後のわが国の社会政策を顧みるとき、われわれは、国家と独占資本の結び目に立つところのステーツマンを完全に欠如し、内容のない形式主義が、国際的独占資本の圧力のなかで、ようやく社会政策らしきものを、法令の上でのみ実現したにとどまることを知る。独占資本が、国家権力を自己の掌握下におくために、強大な権限を行使するステーツマンあるいは独裁者を生み出さずすみ得た所以のものは一体何であったか。積極的に社会政策を推進するところの権力構造を樹立しえなかったのは何故であろうか。この意味において、国家独占資本主義論は、わが国の社会政策研究の観点からするならば、さらにきめ細かく探求されなければならないのではなからうか。

* * *

平井 新先生の定年退職記念号に執筆を編集担当の野地さんから依頼されたとき、私は先生の御専門の社会思想史ないし社会運動史について書こうと考え、ひそかにドイツ社会民主党の草創期についての資料をあさっていた。しかし、私は、今年、社会政策の授業を担当し、問題関心はむしろ、国家独占資本主義段階の社会政策の問題に集中していたため、本来の意図とはちがったものになってしまったことを、平井先生ならびに編集者に深くお詫び致す次第でございます。

平井先生には公私ともに一方ならぬ御指導を賜わり、また数々の御迷惑をおかけ致し、ここに心からお礼とお詫びを申上げる次第でございます。今後とも、御健康に充分に御留意の上、御研究の上で、いつまでもわれわれ後進の者をお導き下さいますよう切にお願い申上げる次第でございます。一言お詫れの言葉とさせていただきます。